

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
南砺明るく元気な地域づくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
富山県、南砺市
- 3 地域再生計画の区域
南砺市の全域

4 地域再生計画の目標

本計画区域は、富山県の南西部に位置し、平成16年11月1日に4町4村が新設合併した「南砺市」の全域をエリアとしている。区域全体の8割は、白山国立公園を含む森林が占めており、南部には1000～1800m級の山岳が連なり石川県、岐阜県に接している。本地域北部には高岡、砺波に連なる平野を有し、水田地帯の中に美しい散居村の風景が広がっている。

本地域の歴史は古く、数多くの竪穴住居が発掘されているほか、中世には荘園が発達していたと言われている。奈良時代には、「続日本紀」等にも名を残し、2000年の由緒があるという越中一の宮「高瀬神社」が建立されている。

南部は五箇山と呼ばれ、平家の落人が隠れ住んだといわれる合掌集落は、世界文化遺産に登録されている。

また、井波彫刻や五箇山和紙など伝統工芸が盛んなほか、こきりこ唄、むぎや節などに代表される国選択無形民俗文化財の「五箇山の歌と踊」、曳山祭など伝統文化や伝統芸能が今も受け継がれている。

このように、本地域は、地域に根ざした民俗芸能や伝統的祭事をはじめ、歴史・文化資源や伝統工芸など多くの観光資源を有しており、毎年多くの観光客が訪れている。

産業的には地域の主力である第1次産業の割合が高く、農業においては、良質な米の産地であるほか、チューリップ球根、干柿、里芋、そば、赤かぶなどの特産品づくりに取り組んでおり、とりわけ干柿は全国的に有名である。また、林業においては、地域の8割を森林が占めていることから、その整備が重要であるが、木材価格の低迷や山林所有者の高齢化、担い手不足などから厳しい状況におかれている。

本地域の課題としては、第一に、県内の他の地域と異なり、小町村が広域合併したことにより市街地や集落が点在しており、新市としての一体感を高めるための努力が必要であることが挙げられる。もともと、本地域の平野部は散居村と呼ばれ集落が点在している地域であり、山間部は五箇山と呼ばれ急峻な山合いに小集落が点在している地域であることから、「道」による繋がりは大変重要な位置を占めている。

第二に、市の主要な産業である農産物を大都市の市場に提供するための輸送の迅速化や効率化が課題となっている。前述したように、地域の特産品が多いものの、大市場での競争に対処するためには、いかに効率よく商品を提供できるかが重要となっている。

第三には、農山村集落の過疎化・高齢化にともなう農林業の担い手不足が挙げられる。森林・林業においては、手入れされない森林が放置されることによって森林が荒廃し、災害に弱い脆弱な森林が拡大している。また、五箇山地区においては「棚田」と言われる傾斜農地が大半を占めており、過疎化・高齢化による農業労働力の低下による耕作放棄地が発生している。本地域の過疎化・高齢化については富山県平均の老年人口 20.8%に対して 25.6%と 4.8 ポイントも上回っており、県内でも著しい地域といえる。

これらの課題を深刻に受け止め、本地域においては「新市合併まちづくり計画」を平成 17 年度から 26 年度までの 10 ヶ年間の計画として策定しており、その中においても『地域連携軸として位置づけた国県道およびこれに接続する補助幹線道路の整備に努め、新市の一体化促進や循環性向上を図る。』や『集落間を結ぶ生活道路や農林業の振興にも寄与する道路の整備を推進する。』と謳われており、地域連携や主力産業である農林業の振興を本地域の重要な施策として位置づけている。

こうした中、本地域の平野部から丘陵部を横断する広域農道を中心として、市道と連携させることにより、点在する市街地や集落が結ばれ通勤や通学等の生活交通の利便性が向上し、市街地間や集落間の交流が促進されることから地域の一体化が醸成される。また、山村部においては林道と市道が連携されることにより、小集落間の利便性や安全性が向上し、山村住民の往来が促進され地域の一体化が図られる。

また、広域農道と市道が整備されることによって、沿線の農業施設の有機的連携が図られるとともに本地域を南北に縦断する東海北陸自動車道や国道 156 号線とネットワークを構築することによって、近畿圏、名古屋圏等の遠距離大消費地への農作物輸送の迅速化と効率化が図られる。

過疎化・高齢化の著しい山村部においては、本計画による市道と林道の効率的な整備とあわせて森林づくり交付金を活用することにより、過疎化・高齢化が著しく担い手不足から手入れの遅れた森林に対してアクセスするための道が確保され、間伐等の森林整備の促進が図られる。また、耕作放棄地が発生している棚田においても本計画による路網の整備と併せて平成 16 年 11 月に認定された「五箇山地域農地保全継続創造特区」による規制の緩和により、耕作放棄地の削減による農地の保全と意欲のある担い手への支援がなされる。平成 17 年 3 月には休校している小学校を転用、改修した滞在型創作交流施設「たいらマウンテンスクール」が開館したが、路網の整備によってアクセスが向上することにより都市と農山村の交流の活性化等、グリーンツーリズムの推進が図られる。

さらに、市道、広域農道、林道が一体として整備され路網がネットワーク化されることによって、地域全体の利便性が向上するため都会からの観光客の誘致やイターン

として都市から農山村に移り住む者の増加が見込まれることから、過疎化・高齢化の歯止めに期待がかかる。

以上により、地域の重要なインフラである市道と広域農道、林道を効率的に整備することで個々の「道」がネットワーク化され、「新市合併まちづくり計画」の推進とあわせて地域住民が暮らしやすく、また、地域外からも多くの交流のある、明るく元気な地域づくりを行うこととする。

(目標1) 農作物の輸送時間の短縮

(広域農道「砺波南部地区」及び市道「北野蓑谷幹線」等の整備による砺波南部広域営農団地内の輸送時間の10%の短縮)

(目標2) 林業の振興と地域環境の改善

(林道「草沼線」等の整備による間伐実施面積の10%の増加)

(目標3) 観光拠点・施設へのアクセス改善

(広域農道「砺波南部地区」の整備による移動時間の15%の短縮)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

南砺市における主要な市道11路線と砺波平野を東西に横断する広域農道1路線、山村地域において実施される林道8路線とを既設道路と連携したネットワークを目指し一体的に整備することにより地域の連携と物流の効率化を図る。

市道「野下立野原線」、市道「田屋宮後線」の歩道網が整備されることにより、円滑な自動車交通の確保および安全で人にやさしい歩行空間の創出が図られる。

農村部においては、広域農道「砺波南部地区」や市道「北野蓑谷幹線」、市道「舘市野沢線」、市道「梅原久戸線」が整備されることにより、農作物の輸送にかかる所要時間の大幅な削減や遠距離大消費地への農作物輸送の迅速化と効率化が図られる。

山村部においては、市道「下出入谷線」、市道「西赤尾小瀬形線」、市道「坂上上百瀬線」、市道「大島河原線」、市道「下村線」、市道「仙野原細島線」が整備されることにより冬期間の安全な交通の確保が図られる。

また、平成17年度から実施される森づくり交付金と併せて、林道「草沼線」、林道「曾根線」、林道「西俣線」、林道「尾洞山線」、林道「竜口線」、林道「大平線」、林道「猪谷線」、林道「柳峠線」が整備されることにより、間伐等の森林整備の推進が図られる。

各路線の認定年月日については、市道11路線が平成16年11月1日に認定されている。

広域農道「砺波南部地区」については、平成6年12月8日に認定を受けている。

林道「曾根線」、林道「西俣線」、林道「大平線」、林道「猪谷線」、林道「柳峠線」については、平成15年12月に、林道「草沼線」、林道「尾洞山線」、林道「竜口線」については平成16年12月に「庄川地域森林計画」に掲載されてい

る。

(5 - 2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類の種類 (事業区域) 事業主体]

- ・市道 (南砺市) 富山県、南砺市
- ・広域農道 (南砺市) 富山県
- ・林道 (南砺市) 富山県、南砺市

[事業期間]

- ・市道 (平成17 ~ 21年度) 広域農道 (平成17 ~ 21年度)
林道 (平成17 ~ 21年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道7.1km、広域農道2.4km、林道12.9km
- ・総事業費 4 5 億 6 千 8 十 1 万円
市道 1 3 億 5 千 2 百万円 (うち交付金 6 億 7 千 6 百万円)
広域農道 2 4 億 8 千 6 百 4 十 万円 (うち交付金 1 2 億 4 千 3 百 2 十 万円)
林道 7 億 2 千 2 百 4 十 1 万円 (うち交付金 3 億 8 千 3 百 2 十 8 万 7 千 円)

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「南砺明るく元気な地域づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

・森林づくり交付金事業 (平成 1 7 年度 ~ 1 9 年度)

森林づくり交付金は、森林整備推進プログラムを活用し間伐面積の拡大を図るとともに、森林地域環境整備プログラムを活用し、都市との共生や地域住民等の活動基盤となる施設を整備し、都市との共生を図りながら森林の適正な管理と山村の活性化を図るものである。道整備交付金と森林づくり交付金とを連携させることによって、本地域の間伐がより一層推進されるとともに山村と都市との共生・対流が促進される。

・五箇山地域農地保全継続創造特区 (平成 1 6 年 1 1 月 1 日 認定)

南砺市では、五箇山地域全域を特区の対象区域として設定し、農地法第 3 条における農地取得下限面積の緩和を実施している。現在の農地法では、非農家が農業経営を目的に農地を取得される場合や、経営農地面積が 5 0 a 以下の農家が農地を取得される場合、取得後の経営農地面積が 5 0 a 以上でなければ農地は取得できないと規定されている。しかし、今回の特区認定により農地取得後の経営農地面積が 1 0 a 以上になれば農地を取得できるようになる。五箇山地域は、いわゆる「棚田」と言われる傾斜農地が地域全体の農地の大半を占め、圃場 1 区画の平均面積が約 1 0 a であるため、農地の集積が農業経営の効率化に直結しない地域特性を有している。農地取得下限面積を 1 0 a 以上に緩和することにより、1 筆からの農地取得及び新規就農者の初期投資の抑制が実現可能となる。

この特区認定を契機として、意欲のある担い手の農地取得を活発化させ、また

都市住民の入域による新規就農も創出し、地域農業の振興と地域の活力向上及び地域農地の保全を図ることを目的としている。

・ **たいらマウンテンスクール**

平地域東中江地区の廃校校舎である旧東中江小学校を転用・改修した滞在型創作交流施設「たいらマウンテンスクール」が平成17年3月27日に開館した。スクールには、体験工房、創作工房、研修室、調理室、山の知恵工房などが設置されているほか、隣には、旧教員寮を改修した「ビジターハウスおたに荘」も整備されており、格安料金で宿泊しながら各種体験・創作活動が行える。開館日には、開館記念企画「五箇山おもしろ体験ツアー」も開催され、五箇山豆腐づくり、そば打ち体験、和紙すき、パン作りなどの各種体験教室が実施された。本施設は山村体験交流施設としてグリーンツーリズムの推進するもので「ゆとりと安らぎを求めて山村を訪れる人々」の増加に期待している。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、富山県公共事業評価委員会において、計画終了後に必要な調査を行い評価・公表する。

また、目標達成状況について評価し改善すべき事項の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。